

奨学生募集

多良間村奨学金貸与条例に則り
奨学生を募集します。

ご希望の方は、教育委員会事務局に
お問い合わせの上、所定の手続きを
して下さい。

一、問い合わせ先

多良間村教育委員会事務局

連絡先 79-2674

奨学金貸与事業目的

経済的な理由によって修学困難な者に対して学資を貸与し、有為な人材を養成する。

・奨学生の資格

本村に居住する者の子弟であって
健康、品行方正で、かつ、学資の支
弁が困難と認められる高校生、大学
生及びこれに準ずる学生に、貸与

・奨学生の数

奨学生は、毎年5人以内

・奨学金の額

奨学金の額は、毎年度予算の範
囲内において月額高校生2万円
以内、大学生3万円以内

・貸与期間

奨学金を貸与する期間は、当
該学校における正規の修業期間

・奨学生の願書提出書類

各1通

①奨学生願書 教育委員会から

・決定

奨学金審査委員会で決
定する

※多良間村奨学金返還免除に関
する新制度が、平成28年10月
1日から施行されています。

若い世代の定住化促進と地域
活性化を目的とした制度で、卒
業後多良間村内に定住した場合
などその他の資格をクリアする
と返還免除が受けられる内容と
なっています。

詳しくは、教育委員会まで

電話 0980-79-2674